

平成30年4月農業委員会定例会議事録

日時	平成30年4月20日（金）午後3時00分～		
場所	さぬき市寒川農村環境改善センター		
	議事録署名委員の指名について		
日程第1	諸報告		
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について	(会長提出議案第1号～5号)	
日程第3	非農地証明願いについて	(会長提出議案第6号～13号)	
日程第4	農地法第4条に基づく申請審議について	(会長提出議案第14号～20号)	
日程第5	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について (会長提出議案第21号～22号)		
日程第6	農地法第5条に基づく申請審議について	(会長提出議案第23号～30号)	
日程第7	農用地利用集積計画の審議について	(会長提出議案第31号)	
	農用地利用配分計画について	(会長提出議案追加第1号)	
日程第8	その他		
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 3 上野壽雄 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 16 藤澤 明 17 岩崎治樹(会長職務代理者) 18 松原俊幸 (会長)		
欠席委員	15 十河道夫		
事務局	藤井浩事務局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 松村昌憲副主幹		
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員		
傍聴者	無		

議長（会長） 皆さんこんにちは。先ほどの総会においては、円滑なご審議をいただきありがとうございました。さて、本日は、本年度、最初の会であります。先ほど、総会でもありましたが、全国農業新聞に掲載されておりますように、各地での農地利用最適化が、活発になってきております。新たに農業委員会に加わった農地利用最適化推進委員の皆さんと農地の現況把握にとどまらず、地域の合意形成や農地の利用最適化に力を入れているようです。本市においても、委員一人あたり一年間に一筆以上の農地のマッチングの実績を上げるよう、目標に向かって努力しているところでございます。さて、本日の議題であります、年度当初であり、円滑なご審議ができますよう、ご協力をお願いします。

なお、本日提案いたします案件については、事前に各地区で現地確認し調査いただいていると思いますのでよろしくお願い致します。

さて、本日の出席は18名中17名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき全員の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名ですが私の方から指名致します。それでは5番松岡委員、6番稲田委員さんよろしく申し上げます。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告をお願いします。

事務局 今月の解約関係は、ありません。

議長（会長） 事務局の報告が終わりました。
では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第5号までを議題とし一括上程します。事務局から説明を求めます。

事務局 第1号議案から第5号議案については、●●●●●●●●の案件です。第1号から第5号については、経営農地は適切に管理しており、下限面積を満たしています。権利は所有権移転を伴うものです。いずれも農地法第3条許可の要件を満たすものと判断されます。以上です。

議長（会長） 事務局からの説明が終了致しました。本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区の代表委員から報告をお願いします。

蓮井セツ子委員 事務局から説明がありましたように、問題がないと思います。以上です。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

岡村義弘委員 第3号、第4号も譲渡人の●●●●●で、譲受人の●●●●●●●●●●であり、問題はございません。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

寒川巧委員	<p>高齢のため、農業ができず、近くに農地のある譲受人が取得するようです。●</p> <p>●地区としては、問題ありません。ご審議をよろしくお願いします。</p>
議長（会長）	<p>各地区代表委員の報告が終わりました。</p> <p>議案第1号から第5号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。</p>
全委員	<p>質疑なし。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第1号から第5号につきましてお諮りします。議案第1号から第5号について異議ありませんか。</p>
全委員	<p>「異議なし」との声あり。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第1号から第5号を原案のとおり認めることと致します。</p>
議長（会長）	<p>日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第6号から第13号までを議題とし一括上程致します。なお、今月の案件で第12号が岩崎委員の関係議案になり除席対象議案になりますので、後で別審議とします。では、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>今回の非農地証明願い案件は8件あり、面積にして15,548㎡、14筆です。それでは、個別案件の説明をいたします。</p> <p>議案第6号は、平成10年頃から約20年以上耕作不能な状態が継続し原野化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第7号は、昭和30年頃から約60年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第8号は、昭和60年頃から約30年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第9号は、昭和53年頃から約40年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第10号は、平成10年頃から約20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第11号は、昭和51年頃から約40年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p>

議案第13号は、平成6年頃から約20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。

議長（会長） 事務局の説明が終わりました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので代表委員から調査結果の報告をお願いします。
●●地区の代表委員から報告をお願いします。

楠豊委員 第6号ですが、内容としては、事務局の説明のとおりで、現地は、資料の写真のとおりであり、地区としては、問題ないということになりました。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

蓮井セツ子委員 第7号、8号については、資料の写真のとおりでありまして、地区としては、認めることとしております。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

岡村義弘委員 第9号については、事務局の説明のとおりであり、地区としては、認めることとしております。

第10号については、事務局の説明のとおりで、20以上経過し、雑木等が生い茂っている状況です。周辺者からは、地権者へ度々苦情を言っているようですが、管理できていないようです。申請どおり山林へ認めるといけないのでは、ないかとのことです。認めることは、できないと思います。

大塚ノブ子委員 第11号ですが、3筆ありまして、現地を農業委員と地区推進委員で確認し、資料の写真のとおりであり、山林化しております。地区としては、認めることとしました。ご審議をよろしくをお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

寒川巧委員 農業委員と地区推進委員の関係者で現地を確認しました。現地は、山林化しており、地区としては、止むを得ないということで、認めることとしております。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。
議案第12号を除く議案第6号から第13号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

会長職務代理者	第10号は、地区として認めないということでしょうか。
岡村義弘委員	管理できていないようであり、周りは農地であり、この箇所だけ、山林になれば、周りが困るようである。
大塚ノブ子委員	農地パトロールの結果はどうなっているのか。
事務局	赤判定である。
岡村義弘委員	周りは、畑で、草刈等をして、管理しているが、この箇所はできていないようである。
議長（会長）	赤判定と判断したのは、誰でしょうか。
小川義洋委員	赤判定は、●●地区農地パトロールした時に判定しているが、耕作できないような土地を耕作して下さいというのは、難しいと思う。
会長職務代理者	周囲は、全て赤判定になっていますよ。
議長（会長）	●●地区の委員の了解のもと赤判定になっていると思いますが。
岡村義弘委員	山林化になる要件として、周りに山林接続のある場合が該当するのでは、ないか。
議長（会長）	周りすべて続いていますよ。
小川義洋委員	地区ごとに分けるは、いいのですが、市の農業委員会は、一つなのでいっしょに考えてもらいたいです。
議長（会長）	それは、分かります。
会長職務代理者	今まで農地パトロールして、赤判定になっている。全体の中で赤判定であると認めてきたことである。
岡村義弘委員	皆さんが疑義ないというのであれば、それに従います。
会長職務代理者	今後、このような疑問のある案件がでた場合は、旧地区だけではなく、志度地区全体で協議していくようにしましょう。今回の案件については、赤判定になっているので、認めざるを得ないと思います。
議長（会長）	他に質疑等はありませんか。

岡村義弘委員	推進委員は、山林化という名前が気に入らないようです。
小川義洋委員	何か他の名前をつけられませんか。
会長職務代理者	農地から離れるから非農地となる。
議長（会長）	他に質疑等ありませんか。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第12号を除く、議案第6号から第13号につきましてお諮りします。議案第12号を除く、議案第6号から第13号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第12号を除く、議案第6号から第13号を原案のとおり認めることと致します。 続きまして、岩崎委員の関係議案である議案第12号の審議に入ります。
議長（会長）	それでは、岩崎委員の退席を求めます。 (岩崎委員退席)
議長（会長）	では、事務局から説明を求めます。
事務局	議案第12号は、平成元年頃から約30年以上耕作不能な状態が継続し原野化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。なお、本議案については、志度地区の関係案件ですので代表委員から調査結果の報告をお願いします。
稲田俊美委員	資料の写真のとおりであり、認めることとしております。よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第12号につきまして、質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	質疑なし。

議長（会長） それでは、議案第12号につきまして、お諮りします。議案第12号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第12号を原案のとおり認めることと致します。退席されている岩崎委員の再入場を認めます。
（岩崎委員再入場、着席）

議長（会長） 日程第4 農地法第4条に基づく申請審議について、会長提出議案第14号から第20号を議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 今回の第4条案件は7件あり、面積にして2,658㎡、9筆です。それでは、個別案件の説明を致します。
議案第14号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。
議案第15号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。
議案第16号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。
議案第17号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。
議案第18号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●●●●●です。
議案第19号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●です。一部無断転用で併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●●●●●です。

議案第20号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●です。無断転用で併せ利用地がありません。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●●です。

議長（会長） 事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので各地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。

岡村義弘委員 14号については、事務局の説明のとおりであり、無断転用是正あり、認めることとしております。15号、16号については、事務局の説明のあったとおりであり、認めることとしております。

大塚ノブ子委員 第17号については、農振個別除外事前協議済であり、認めることとしております。

稲田俊美委員 18号については、事務局の説明があったとおりで、認めることとしております。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

岩澤佳宣委員 第19号について、無断転用の是正であり、前回の案件にでました、農振個別除外事前協議済でもあり、認めることとしております。

寒川巧委員 第20号について、無断転用の是正であり、止むを得ないということで、認めることとしております。よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。議案第14号から第20号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

佐藤恭一委員 議案第18号で、申請地隣接の●●●●番地●が許可済となっていますが、いつ許可になっているのですか。無断転用の是正をしてから審査するのでは、ないですか。

事務局 ●●●●番●は、申請者の子息の分家住宅で許可を受けています。ただ、今回の申請地については、地図訂正があるので、手続きとして、地図訂正に影響のない、●●●●番●の分家住宅を急ぐので、まず分家住宅の申請を行い、地図訂正後、無断転用の是正を行うことになったものである。

議長（会長） 他に質疑はありませんか。

全委員 質疑なし。

議長（会長）	それでは、議案第14号から第20号につきましてお諮りします。議案第14号から第20号について異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第14号から第20号を原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第5 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第21号及び第22号を議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の第5条に基づく事業計画変更の案件は2件あり、面積にして2,933㎡、5筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第21号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●、●●●●です。変更前の転用工期は、平成●●年●月●日から平成●●年●月●日で、転用目的は、●●●●です。変更後の転用工期は、平成●●年●月●日から平成●●年●月●日で、転用目的は、●●●●と●●●●です。転用工期と転用目的を変更するものです。申請地は旧●●●●です。 議案第22号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●、●●●●です。変更前の転用工期は、平成●●年●月●●日から平成●●年●●月●●日で、転用目的は、●●●●です。変更後の転用工期は、平成●●年●月●●日から平成●●年●●月●日、転用目的は、●●●●と●●●●です。転用工期と転用目的を変更するものです。申請地は旧●●●●です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区の関係案件です。地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。
小川義洋委員	報告の前にお聞きします。空白の期間があるのですが、申請者は、他に同じようなところは、ありませんか。
事務局	わかりません。
小川義洋委員	期間の延びることへの始末書はないのですか。
事務局	ありません。計画変更で延長することが、正式な手続きである。
小川義洋委員	空白の期間はありましたが、期間の変更なので問題ありません。

議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第 21 号及び第 22 号につきまして、質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第 21 号及び第 22 号につきましてお諮りします。議案第 21 号及び第 22 号について異議ございませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第 21 号及び第 22 号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	日程第 6 農地法第 5 条に基づく申請審議について、会長提出議案第 23 号から第 30 号を議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>今回の第 5 号案件は 8 件あり、面積にして 6,464㎡、17 筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第 23 号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第 2 種農地判断です。転用目的は議案第 24 号、第 25 号に伴う●●●で、権利は●●●●●●●●です。併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。</p> <p>議案第 24 号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第 2 種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●●です。併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。</p> <p>議案第 25 号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第 2 種農地判断です。転用目的は議案第 24 号と関連する●●●●で権利は●●●●●●●●です。併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。</p> <p>議案第 26 号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第 2 種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●●です。無断転用で併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。</p> <p>議案第 27 号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第 2 種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●●です。併せ利用地があります。農振個別除外事前協議済です。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。</p>

議長（会長）	それでは、議案第23号から第30号につきまして、お諮りします。議案第23号から第30号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第23号から第30号を原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第7 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第31号を上程致します。事務局から説明を求めます。
事務局	会長提出議案第31号についてご説明します。 個人が28件、法人が5件、中間管理機構が12件となっており、合計で45件でございます。45件の内、新規28件、再設定17件でございます。45件の内、賃借権が11件、使用貸借権が34件となっております。賃借権の内訳として、物納30キロが4件、物納15キロが1件、2000円が2件、5000円が3件、6000円が1件となっております。なお期間は、10年が8件、6年が12件、5年が16件、3年8ヶ月が1件、3年が6件、2年が1件、1年11ヶ月が1件となっております。
議長（会長）	説明が終了致しました。 尚、本案件につきましては案件も多く時間がかかりそうですので一括して質疑に入ります。質疑等がある場合、整理番号等指定の上、ご発言下さい。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、議案第31号について、原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり認めることといたします。
議長（会長）	それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として「農用地利用配分計画について」を上程したいと思いますが、いかがでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	暫時、休憩致します。 (資料配布)

議長（会長）	再開します。 それでは、会長提出追加議案第1号「農用地利用配分計画の承認について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。
事務局	農用地利用配分計画26件について説明します。貸付先は個人が4件、法人が22件で、全て区域内となっています。設定する権利については、使用貸借権が18件、賃借権が8件となっております。期間は、10年が11件、6年が15件となっております。利用内容は、水稻、麦が中心となっています。
議長（会長）	説明が終わりました。質疑等はありませんか。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	では、原案のとおり承認いたします。
議長（会長）	本日の上程の議案については、以上ですが、日程第8その他です。何かありましたら発言をお願いします。
谷口孝農地集積 専門員	農地機構から「農地中間管理機構関連農地整備事業」について、チラシを配布し説明。
小川義洋委員	農地の所有者で中間管理機構へ預けて、小規模でもやりたい場合、貸付が足りない場合は、だめなのですか。
谷口孝農地集積 専門員	チラシにあるとおりで、要件を満たす必要がある。
小川義洋委員	認定農業者でないとだめなのか。
谷口孝農地集積 専門員	認定農業者が要件である。
議長（会長）	他に何かありませんか。
小川義洋委員	太陽光発電設備について、使用貸借で貸している農地の持ち主で、税金だけを納めているので、ただでもいいから手放したいという相談がある。貸し手側へ少しでもお金が入るように賃借権で貸すようにしなければならないのではないかと。何かいい方法を検討してほしいです。

議長（会長） 地区や場所によっていろいろあると思う。お金を払っても借りてくれない場合もある。一概にどれがいいとは、言えないと思う。

蓮池秋男委員 今、永小作権の制度はあるのか。

会長職務代理者 あると思う。

蓮池秋男委員 その小作料は、今、設定しているのは、高いのでは、ないか。

議長（会長） 賃借料について、●●地区で調整をしたことがある。反当たり1万円程度であったが、米の値段も下がり、賃借料が高いので、調整をしたことはある。

小川義洋委員 太陽光発電設備の転用の件で、いろいろ問題があがっているところがある。排水について、問題があると相談を受けている。排水については、排水先の排水路について、調べておく必要があるのではないか。

議長（会長） 地元の水利組合の同意が必要であり、同意書をとっている。

小川義洋委員 転用面積によって、排水が十分にできるのか、排水量を既存の水路の大きさでいけるのか、基準が必要ではないか。

議長（会長） 計画書があるのではないか。

小川義洋委員 計画書では、分かりづらく判断できない。

議長（会長） 分かるまで聞いたらどうか。

小川義洋委員 それがなかなか分からない。知識のある人ばかりではない。計画があがってきた時は、みんなで協議できるようにしてほしい。共有することが必要ではないか。また、太陽光発電設備の騒音の相談も受けた。パワーコンディショナーの音である。周囲からどれくらいまでの同意を得なければならないのか。新聞等でこのような問題が記事になっていたのも、皆さんと一緒に共有し協議してもらいたいです。以上です。

議長（会長） 以上をもちまして、平成30年4月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。

（16時28分閉会）

各議案の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について

賛成委員・・・・・・・・・・16名　　反対委員・・・・・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 5 番

署名委員 6 番